

**受験資格 コード表**

**法定資格に基づく対人援助業務** 以下の法定資格に基づく業務に従事する者

法定資格	コード	法定資格名	コード	法定資格名	コード	法定資格名
	8001	医師	8002	歯科医師	8003	薬剤師
	8004	保健師	8005	助産師	8006	看護師
	8007	准看護師	8008	理学療法士	8009	作業療法士
	8010	あん摩マッサージ 指圧師	8011	はり師	8012	きゅう師
	8013	栄養士 (管理栄養士含む)	8014	義肢装具士	8015	歯科衛生士
	8016	言語聴覚士	8017	視能訓練士	8018	柔道整復師
	8019	社会福祉士	8020	介護福祉士	8021	精神保健福祉士

**別表 1** 《法に基づく》施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

相談援助業務	コード	職種	職種の説明
	1501	《生活相談員》 ・ <b>特定施設入居者生活介護</b>	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）第 175 条第 1 項第 1 号に規定する生活相談員
	1511	《生活相談員》 ・ <b>地域密着型特定施設入居者生活介護</b>	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 110 条第 1 項第 1 号に規定する生活相談員
	1521	《生活相談員》 ・ <b>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</b>	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 131 条第 1 項第 2 号に規定する生活相談員
	1531	《生活相談員》 ・ <b>介護老人福祉施設</b>	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する生活相談員
	1541	《支援相談員》 ・ <b>介護老人保健施設</b>	指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 40 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する支援相談員
	1551	《生活相談員》 ・ <b>介護予防特定施設入居者生活介護</b>	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 231 条第 1 項第 1 号に規定する生活相談員
	1561	《相談支援専門員》	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条に規定する相談支援専門員
	1571	《相談支援専門員（児童福祉法）》	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条に規定する相談支援専門員
1581	《主任相談支援員》	生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあっては、 <u>生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成 27 年 7 月 27 日社発援 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添 1）自立相談支援事業実施要領 3（2）ア</u> に規定する主任相談支援員	

**※受験対象者についての留意点**

以下の事項に該当する方は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法第69条の2に定める登録を受けることができませんので留意してください。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした者
- オ 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- カ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- キ 法第69条39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

※平成30年5月28日付通知「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」改正に伴い、下線部分を変更

